

福岡県公報

平成20年1月4日
第2769号

目次

告示(第1号-第17号)

土地改良事業の認可	(農地計画課)	1
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	1
都市計画の案の縦覧	(都市計画課)	2
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	2
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	2
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	3
公共測量の実施	(土木管理課)	3
基本測量の実施	(土木管理課)	3
公共測量の終了	(土木管理課)	3
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	4
道路の区域の変更	(道路維持課)	4
道路の供用の開始	(道路維持課)	4
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	4
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	5
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	5
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	6
公共測量の実施	(土木管理課)	6

公 告

臨港地区の分区の指定	(港湾課)	6
都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	7
都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	8
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(保健福祉課)	9

告 示

福岡県告示第1号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定に基づき、次のように土地改良区の土地改良事業を認可したので、同条第11項の規定により公告する。

平成20年1月4日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良区名	事業名	認可年月日
前原市土地改良区	農道整備事業 (多久地区)	平成19年12月11日
前原市土地改良区	農道整備事業 (井原地区)	平成19年12月11日
前原市土地改良区	農道整備事業 (王丸地区)	平成19年12月11日

福岡県告示第2号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成20年1月4日から同月18日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成20年1月4日

福岡県知事 麻 生 渡

1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容

大牟田都市計画区域区分の変更

- 2 都市計画を変更する土地の区域
大牟田市新港町及び四山町の各一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
大牟田市都市計画・公園課
みやま市都市計画課

福岡県告示第3号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を、平成20年1月4日から同月18日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成20年1月4日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 都市計画の種類及び名称
大牟田都市計画三池港臨港地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
大牟田市新港町、西港町1丁目、西港町2丁目及び四山町の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
大牟田市都市計画・公園課
福岡県大牟田土木事務所河川砂防課及び三池港管理出張所

福岡県告示第4号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成

20年1月4日から同月18日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成20年1月4日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容
大牟田都市計画道路1・4・1号大牟田大川線及び3・4・11号長溝線の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
大牟田市健老町及び北磯町の各一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
大牟田市都市計画・公園課
みやま市都市計画課（1のうち、1・4・1号大牟田大川線の変更のみ）

福岡県告示第5号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成20年1月4日から同月18日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成20年1月4日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容
苅田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
都市計画法第5条第1項の規定により指定した苅田都市計画区域の全部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課

苅田町産業建設部都市整備課

福岡県告示第6号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成20年1月4日から同月18日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成20年1月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容

苅田都市計画区域区分の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

京都郡苅田町鳥越町、港町、幸町、磯浜町1丁目及び新浜町の各一部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課

苅田町産業建設部都市整備課

福岡県告示第7号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、久留米市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年1月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（花畑駅周辺土地区画整理事業）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
久留米市西町、津福本町地内	平成19年11月29日から 平成20年3月17日まで

福岡県告示第8号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成20年1月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

基本測量（基盤地図情報作成作業）

2 測量の実施地域及び実施期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市（門司区、若松区、戸畑区、小倉北区、小倉南区、八幡東区、八幡西区）	平成19年12月20日から 平成20年3月24日まで

福岡県告示第9号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年1月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
北九州市門司区、小倉南区	平成19年11月16日

福岡県告示第10号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この告示の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び飯塚商工事務所において縦覧に供する。

平成20年1月4日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 サンリブ田川
 (2) 所在地 福岡県田川市大字川宮1693 - 1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年1月4日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県 道	田主丸 停車場線 石 垣	前	久留米市田主丸町石垣684 番1先から 同市田主丸町石垣497番1 先まで	6.0 ~ 15.0	761.0

			後	同上	11.0 ~ 19.4	751.0
--	--	--	---	----	-------------------	-------

福岡県告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年1月4日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年1月4日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
朝 倉	386 号	朝倉市牛鶴1281番2先から 同市相窪489番2先まで

福岡県告示第13号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年1月4日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年12月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人福岡犯罪被害者支援センター
- (2) 代表者の氏名
内川 昭司

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目8番11号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、犯罪及び犯罪に類する行為、災害等により被害を受けた者並びにその家族及び遺族（以下「被害者等」という。）に対して各種の支援事業を行うとともに、社会全体が被害者等を総合的にサポートできる環境づくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第14号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年1月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年12月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人デザイン都市・プロジェクト

(2) 代表者の氏名

森岡 侑士

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市南区大橋2丁目2番1号マルイビル

(4) 定款に記載された目的

この法人は、まちづくりの推進に関する専門的知識と経験を有する会員相互の協力により、デザイン的手法を用いた有効な解決案を提案し、実行することにより、次世代に継承できる社会的資産としての豊かな都市環境、住環境の創造に寄与することを目的とする。

福岡県告示第15号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成20年1月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サニー大木町ショッピングセンター

(2) 所在地 福岡県三潴郡大木町上八院1732番地1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

意見なし

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

意見なし

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

意見なし

(4) 騒音の発生に係る事項

意見なし

(5) 廃棄物に係る事項等

意見なし

(6) 町並みづくり等への配慮等

意見なし

(7) その他

24時間営業となることから、周辺地域の生活環境に与える環境について十分な注意を払い、届出時の調査・予測した結果と大きく差が生じた場合には、必要な処置を取ること。

特に隣接する住宅については、良好な生活環境に配慮し、地域住民からの意見要

望等には誠意を持って対応し必要な処置を講ずること。

詳細については、下記のとおりである。

営業時間の延長に伴い夜間営業となるため、青少年の健全育成、非行防止の点から駐車場等建物周辺の照明照度の確保及び巡回警備を要望する。

福岡県告示第16号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年1月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 マックスバリュ篠栗店
- (2) 所在地 福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲字宮ノ下702番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

意見なし

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

意見なし

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

ダンボールが廃棄されるようになっているが、再資源化可能な物は、再資源化に努め、更なるゴミ減量を図られたい。

(4) 騒音の発生に係る事項

騒音規制法に基づく第二種規制区域の基準を遵守されたい。

(5) 廃棄物に係る事項等

廃棄物の保管について、特に生ゴミの保管施設においては、散水栓等を設け定期的な清掃を行い衛生に努め悪臭などの発生を防止されたい。

(6) 町並みづくり等への配慮等

意見なし

(7) その他

意見なし

福岡県告示第17号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年1月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市内一円	平成19年12月6日から 平成20年2月29日まで

公 告

公告

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定に基づき、臨港地区内の分区を指定したいので、次のとおり公告し、当該指定に係る分区の案を、平成20年1月4日から平成20年1月18日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該指定に係る分区の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県土木部港湾課に意見書を提出することができる。

平成20年1月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定に係る臨港地区の名称

大牟田都市計画臨港地区三池港臨港地区

2 指定に係る分区の種類

商港区、工業港区、特殊物資港区、保安港区、漁港区、修景厚生港区及びマリナー港区

3 分区を指定する土地の区域

(1) 商港区

大牟田市新港町及び四山町の各一部

(2) 工業港区

大牟田市新港町、西港町1丁目、西港町2丁目、四山町の各一部

(3) 特殊物資港区

大牟田市新港町の一部

(4) 保安港区

大牟田市四山町の一部

(5) 漁港区

大牟田市新港町及び四山町の各一部

(6) 修景厚生港区

大牟田市新港町及び四山町の一部

(7) マリナー港区

大牟田市新港町の一部

4 指定に係る分区の案の縦覧場所

福岡県土木部港湾課

福岡県大牟田土木事務所河川砂防課

福岡県大牟田土木事務所三池港管理出張所

大牟田市都市整備部都市計画・公園課

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成20年1月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類

(1) 宗像都市計画区域区分

(2) 宗像都市計画道路

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成20年1月28日 午後7時から9時まで

(2) 場所

宗像市役所 北館103会議室（宗像市東郷一丁目1番1号）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 宗像都市計画区域区分の変更の案の概要

ア 人口フレームを次のように変更する。

区分	年次	平成12年	平成22年
	都市計画区域内人口		81.6千人
市街地内人口		73.1千人	78.9千人

イ 市街化区域及び市街化調整区域の区分を、(3)の場所で閲覧する計画図表示のとおり変更する。

(2) 宗像都市計画道路の変更の案の概要

路線名	位置	区域（延長）
3・4・10号土穴須恵線	起点 宗像市くりえいと一丁目 終点 宗像市須恵 主な経過地 宗像市くりえいと二丁目	約1,740メートル
3・3・3号東郷駅王丸線	起点 宗像市日の里一丁目 終点 宗像市王丸 主な経過地 宗像市日の里五丁目	約1,300メートル

(3) 閲覧

同案については、平成20年1月4日から同月18日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び宗像市都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

- (1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成20年1月18日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。
- (2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成20年1月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類及び名称

飯塚都市計画下水道（明星寺川流域下水道）

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成20年1月25日 午後7時から9時まで

(2) 場所

イヅカコミュニティセンター2階展示ホール（飯塚市飯塚14番67号）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 都市計画の案の概要

ア 下水管渠

内 訳	位 置	
	起 点	終 点
潤野・枝国雨水幹線	飯塚市枝国	飯塚市潤野

イ その他の施設

内 訳	位 置
明星寺川調整池	飯塚市潤野

(2) 閲覧

同案については、平成20年1月4日から同月18日までの間、福岡県建築都市部下水道課及び飯塚市都市整備部都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

- (1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成20年1月18日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。
- (2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) 又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092 - 643 - 3711）に対して行うこと。

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第3号の規定に基づき、意見公募を実施しないで福岡県災害救助法施行細則（昭和40年福岡県規則第44号）の改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県保健福祉部保健福祉課に備え置きます。

平成20年1月4日

福岡県知事 麻生 渡

1 意見公募手続を実施しなかった理由

本細則は、災害救助法の実施について、所要の規定を定めるものですが、災害救助法に基づく、救助に要する費用として認められる基準額等を定めた平成12年厚生省告示第144号が一部改正されました。

これに伴い、本県においてもこの基準額に合わせた改正を行うものですが、これは、福岡県行政手続条例第37条第4項第3号の規定（予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める規則等を定めようとするとき。）に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成20年1月4日

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



〒812-0007 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）